



※労働者災害補償保険法第26条にある、労災保険の二次健康診断は実施していません。

※各コース、オプション検査は予約制となりますのでお申し込みの際は下記までご連絡下さい。

※平成20年度より開始された特定健診・特定保健指導を受診するには、当センターと受診者の加入している組合（健康保険組合・共済組合・各種連合会等）が契約を取り交わしている必要があります。

※当センターで設定されているコース、オプション以外の検査は実施いたしておりませんのでご了承ください。なお、指定の用紙等へ記入が必要な場合は、診断書料として別途3,300円（税込）がかかります。